



畜産農家の皆様へ（牛・山羊編）

家畜伝染病予防法が改正されました — 飼養衛生管理基準の見直しと早期通報の徹底 —

- 昨年の口蹄疫の発生を踏まえて、「発生の予防」と「早期の発見・通報」が徹底されるよう、家畜伝染病予防法が大きく見直されました。
- 家畜飼養者の皆様は、より具体的になった飼養衛生管理基準に基づいて、日頃の衛生管理を行うとともに、口蹄疫が疑われるような「特定の症状」があれば、最寄りの家畜保健衛生所へすぐに通報してください。

新しい飼養衛生管理基準のポイント

1. 最新情報の確認
家畜保健衛生所などの講習会への参加や農林水産省のホームページなどを通じて、伝染病の発生予防などに関する情報を積極的に把握しましょう。
2. 衛生管理区域の設定と消毒の徹底
畜舎とその周辺区域を衛生管理区域としてわかるようにした上で、この区域に出入りする車両、人及び物品は、必ず消毒（消毒に適さないものは洗浄で可）しましょう。
畜舎へ出入りする際には、靴の消毒と手指の洗浄又は消毒をしましょう。
3. 家畜の健康観察と早期通報
毎日、家畜の健康観察を行い、異状が確認されたら直ちに家畜保健衛生所に通報しましょう。
農場へ立ち入った人や車両、導入した家畜の記録を取っておきましょう。

【家畜保健衛生所への届出が必要となる「特定の症状」の例】



泡沫性流ぜん（黒毛和種）



舌の水ほう（ホルスタイン種）



舌のびらん（黒毛和種）

39. 0度以上の発熱、流ぜん、口やひづめに水ほうやびらんなどがあれば、家畜保健衛生所へ届け出ることが義務化されました。

4. 悪性伝染病の発生に備えた埋却などの準備
埋却用の土地（焼却または化製処理でも可）を準備しておきましょう。

問い合わせ先:

沖縄県中央家畜保健衛生所 945-2297
北谷町役場 経済振興課 982-7701